

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第2回）  
議事録

日時：平成26年5月28日（水曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省別館1階101-2共用会議室

**議題**

整合規格案の確認について

**議事内容**

○遠藤課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会製品安全小委員会の第2回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、三木座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。三木座長、よろしくお願いいたします。

○三木座長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

初めに、岡部製品安全課長よりご挨拶をいたします。

○岡部製品安全課長 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

この電気用品整合規格検討ワーキンググループも第2回でございます。前回、第1回でご議論いただきましたのは、J I Sの改定に伴った規格の見直しでございました。いよいよ今回からは、新しく国際規格に準拠した規格として、全く新しいものをこの整合規格の中に取り入れていくということになっております。今回はまず2つについて、新規格をご議論いただくということになっておりますが、今後ますます、全く新たに採用していくというものが増えていくかと思えます。こうした動きを進めてまいりまして、徐々に技術基準の解釈の中で、この整合規格というものを別表十二に段々と増やしていったら、電安法の体系自身を国際規格準拠という形に変えていくという作業がいよいよ始まるわけでございます。委員の皆様方におかれましては、今後とも積極的なご議論、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私のご挨拶とさせていただきます。

○三木座長 ありがとうございます。

次に、事務局から委員のご紹介及び出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 では、今回初めてのご出席となる委員のご紹介をまずさせていただきます。名簿、資料1の2番目、梶屋委員でございます。IECEEの国内審議会の、長らく委員長を務めていただいております。IECEEというのは、いわゆるCBスキームといたしまして、テストレポートの国際的な融通をする仕組みがございます。そのための委員会がIECの中にございまして、これがIECEEというものでございます。認定認証分野の国際統合化の専門家ということで、本ワーキングにご参画をお願いしているところでございます。

○梶屋委員 梶屋でございます。微力ながら貢献させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

第1回は国際会議とバッティングしておりまして、欠席させていただきましたが、今後、精力的に参加させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○遠藤課長補佐 あと、本日のご欠席の委員ですけれども、高橋委員、持丸委員の2名が欠席というように連絡をいただいております。あと、三浦委員におかれましては、所用につき、11時30分ごろ退席されると伺っております。

以上でございます。

○三木座長 議事に入る前に、まず定足数について確認させていただきます。本ワーキングは、委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認します。

次に、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料ですけれども、まず座席表と議事次第に続きまして、資料1といたしまして、ワーキンググループ委員の名簿、1枚紙でございます。次、資料2としまして、今回お諮りする規格の概要を説明した資料でございます。3枚ものでございます。続きまして、資料3といたしまして「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（改正案）」ということで、別表十二の改正案をお手元にお配りしております。最後に資料4といたしまして、技術基準に対する整合性のチェックリストというものでございまして、これはA4の横もので100ページ近くございます。

配付しております資料は以上でございますけれども、過不足等ございましたら……。特にないようですね。ありがとうございます。

## 整合規格案の確認について

○三木座長　　ありがとうございました。

それでは早速議事に入りたいと思います。前回、2月に行いました第1回ワーキングでは、J I S規格15規格についてご確認いただきました。その後行いましたパブリックコメントでは意見提出がなく、原案どおり、4月14日付けで改正を行い、予定どおり7月1日から適用されることになっております。

本日は、電気用品調査委員会から、別表第十二への採用提案がありました照明器具関係のJ I S規格を中心に9規格のJ I S規格について、技術基準省令に適合しているかの確認を行う予定になっております。事務局から説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　では、お手元の資料2及び資料3をご覧ください。今回お諮りする規格でございますけれども、まず資料2、1枚目、2.改正の内容ということで、改正する基準の数、9基準ということで示してございます。その内訳についてですけれども、まず①採用済みでありますところのI E C規格に整合した暫定規格、いわゆる別紙というように呼んでいるところでございますが、それを新たに制定されましたJ I Sに置き換えるものがございます。これが1規格でございます。

続きまして②、採用済みのJ I Sについて、I E C規格の新しいバージョンに整合したものの、あるいは先取りしてJ I Sを改正したものの、これを採用済みのJ I Sに置き換えるというものでございます。これが6規格でございます。

次、③でございます。これまで採用しておりませんでした、I E C規格に整合したJ I Sを新たに採用するもの、これが2規格でございます。合わせまして都合9規格、今回、お諮りするものでございます。

資料2を1枚めくっていただきまして、別添1、A4の横になっております。技術基準省令への採用する整合規格の案ということで表にしております。これは、J I S規格番号とは順番がとれておりませんが、J規格番号といたしまして、I E C規格の番号と同じものを使って整理しております。そのJ規格番号の順番に並べてあります。

まず1番目の規格でございますが、採用するJ I SはJ I S C 6065でございます。これはオーディオ、ビデオ製品といった電子機器につきまして、一般的な安全性要求事項を定める規格でございます。これにつきましては、2007年版のJ I S C 6065に加えまして、2009年に発行されました追補1を現在、採用しているところでございますが、対応するI E Cアmendメントの第2版が出ましたので、昨年、2013年にこれに整合したJ I S規格が発行されました。今回、これを採用するということをお諮りするものでございます。

続きまして2番目、J I S 番号でいいますと J I S C 8105-1、照明器具の第1部、安全性要求の通則でございます。これは今回、このシリーズものの規格、3規格もお諮りいたしますけれども、照明器具に関しまして、安全性の要求事項の通則を定めた規格でございます。現在、I E Cの第7版に整合しております J I S C 8105-1、2010年版を採用しております。このたび、J I Sのほうで追補版が2013年に発行されております。内容につきましては、L E D照明器具を光源として採用するに当たって、L E D光源に求められる要求事項を追加したというものが追補1の内容でございます。これを採用するというので、今回、お諮りするものでございます。

続きまして3番目でございます。J I S 番号でいいますと8105-2-3、2011年版でございます。これにつきまして、従来、別紙というように呼んでおりました暫定規格のほうを採用しておりましたが、今回、J I S規格を制定していただいておりますので、これを採用するというのでお諮りするものでございます。これにつきましては、実は2011年版、ちょっと古いものでございます。実をいいますと、この規格、J I S規格なのですが、L E Dを光源として採用するために、規格内容に先立って改正されていたものでございます。ただ、通則のほうがそれに追いついていなかったもので、しばらく電安法の基準として採用するのは2番目の規格、通則ができるのを待っていたものでございます。

続きまして4番目、J I S 番号でいいますと8105-2-11、2013年版でございます。この4番目と5番目の規格についてですけれども、I E C規格があったのでございますが、該当品の扱いが国内では少なく、またその業界様にあっても、ここまでJ I S規格の制定に手が回らなかったところでありまして、長らくJ I S規格は制定されていなかったものでございます。しかしながら、整合規格整備の一環といたしまして、日本規格協会に議案作成委託をお願いいたしまして、昨年度、J I S規格が新たに制定されたという経緯がございます。これにつきまして、4番、5番について新たに整合規格として採用することをお諮りするものでございます。

続きまして6番目、J I S C 8462-1、2012年版でございます。規格の内容につきましては、住宅におきまして、電気設備を配線する際、カバーとして、主に絶縁用の目的で使っているところなのですが、直接住宅内に電線を這わせるのではなくて、そういったカバー類を使って絶縁するという目的で、スイッチ類、あるいはコンセントの、ガイドする内側からカバーするという目的でボックスやエンクロージャが使われているところでございます。これに対します一般要求事項ということで、従来、2007年に制定されまし

た J I S 規格を採用していたところでございますけれども、今回、J I S 規格のほうで I E C のアmendメントに対応する改正を2012年に行っておりますので、これを新たに採用するというところをお諮りする案件でございます。

続きまして7番目、J I S C 9300-6、2013年版でございます。これはアーク溶接装置の第6部、限定使用率アーク溶接装置ということで、簡単にいいますと、工場とか、そういうところで使われるアーク溶接機ではなくて、D I Y の、自分で溶接する、趣味で溶接することがありまして、通販などでも販売されているような、そういった一般が使用するものということであります。従来、2006年版の J I S C 9300-6 を採用していたわけでございますけれども、I E C のほうで改正がありまして、アーク溶接機の適用範囲が拡大したということで、J I S のほうも改正があった案件でございます。

続きまして8番目、J I S C 8147-2-13、2014年度版でございます。規格の内容につきましては、ランプ制御装置ということで、L E D モジュール用の電源ということでございます。これにつきまして、従来、2008年版の規格を採用していたところでございますけれども、今回、改正がありましたので、これを新たに採用するというところをお諮りするものでございます。

最後、9番目でございますけれども、J I S C 8461-1、2012年版でございます。これも6番目の電気設備のアクセサリ用のボックス、エンクロージャと類する、建築物内におきます配線の電線をカバーするために使う電線管システム、これを定める規格でございます。従来、2005年版を採用していたところでございますけれども、I E C の改正に対応します J I S 改正がございましたので、新たな2012年版を採用するというところをお諮りするものでございます。

簡単ですけれども、今回、お諮りいたします9規格の概要は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。資料2の別添1に沿って、上から順番に1規格ずつ、事務局から論点説明、質疑応答という進め方をお願いいたします。J I S C 6065につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 では、お手元の資料4の1ページから13ページまでが J I S C 6065 でございます。

J I S のような公的規格を電安法の整合規格として採用する技術的な基準なのですけれ

ども、昨年7月1日付けで改正しました新しい技術基準省令に定められております要求事項への適合性を一個一個確認いたしまして、原則、それらが全て満たされているということを確認したことをもって、整合規格として採用することとしております。

具体的な技術基準省令で求めております要求事項につきましては、お手元のチェックシートの左側のカラム、技術基準ということで、各条、各項前に欄を設けまして、具体的に条文を書き出してあります。これに対応する要求事項が、採用する案として提出いただいているJIS規格の中で確かに規定されているかどうかということを一一個一個、NITE様のご協力も得まして、技術基準を確認して、とりあえず事務局としては採用に値するというように判断いたしまして、今回、提出させていただいているものでございます。全部、一個一個お諮りすると時間がかかりますので、各チェックシートで非該当としたものにつきまして、どういった理由で非該当で大丈夫だというように判断したのかを簡単に説明させていただきまして、それについてご意見をいただくという形で審議を進めさせていただければと思います。

説明が長くなりましたが、資料4で、まずC 6065についてです。順番にページをめくっていただきますと、11ページ、第18条「雑音の強さ」です。「電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする」という要求事項でございます。電気用品安全法におきましては、電波雑音の強さにつきましては別規格、CISPRの規格をベースといたしましたJ規格を別途定めておりまして、個別に定めていなくても、こちらのほうの要求事項を満たすという、従来、要求をしているところでございます。したがって、この第18条につきましては、別規格で規定されているので、非該当とすると判断しているものでございます。

あと、同じページの第20条第1項、表示等という項目がございます。これも非該当というように判断いたしました。といいますのも、この20条は、我々の長期使用製品安全表示制度というものがございまして、長期使用において危険性がある品目につきましては特別な表示をするということを改正前の技術基準省令から求めていたものでございます。対象となる品目は、ページをめくっていくとわかるのですけれども、扇風機、換気扇。12ページ、第2項でございます、電気冷房機、要するにクーラーでございます。第3項で電気洗濯機及び電気脱水機。役人言葉で書いてあるので、ちょっとわかりにくいのですが、一層式の電気洗濯機、又は二層式の電気洗濯機が対象です。最後、4項といたしまして、テレビ、ブラウン管のものに限ると、こういった品目を現在、長期使用製品安全表示制度の対

象としているところでございます。ブラウン管式テレビは流通していないためこの規格のうち対象となるものはオーディオ製品でございますので、対象品目ではないので、非該当というようにチェックさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、J I S C 6065のチェックシートにおきまして、非該当としたところの説明でございます。

○三木座長 ただいまのご説明及びC 6065の技術基準との整合確認書について、ご意見などございますでしょうか。

○笹子委員 資料2の改正内容のところにあります「引用規格をクラス0 I 機器の制限」と書いてあるのですけれども、これはどういう意味合いなのかなというのを確認させていただきたいのです。

○遠藤課長補佐 ここは、絶対禁止というところまではいっておりませんで、クラス0 I 機器で漏えい電流を測定して、規定値を超えた機器等につきましては、取説のほうで警告、接地しないで使用すると感電するおそれがありますよというようなコーションをつけていただきたいというレベルの制限でございます。

○笹子委員 引用規格というところがわからないのです。クラス0 I のほうの制限は強化していますというのは書かれているのですけれども、引用規格をクラス0 I 機器の制限等を行いましたと書いてあるのです。何か規格の引用のところでしたのか、それともどこかの引用規格からもってきたのかということなのです。変なことを聞いて申しわけありません。

どこかの、多分、引用されている規格があって、その中身でクラス0 I 機器を制限されているという意味……意味合いを聞いているだけで、別にこれがどうということではないのです。中に書いてあるのは、クラス0 I 機器をより、要求を強化していますということですので、特にそれは問題があるわけではないのです。ただ、この改正の内容というところの内容は、引用規格というところが何かつながっているのか。後で別に構わないです。

○遠藤課長補佐 済みません、すぐには確認できないので、後ほど確認させていただきまして、皆様にお伝えするということでもよろしいでしょうか。済みません、不手際で。

○三木座長 では、後日ということでもよろしいですか。

○笹子委員 はい。

○遠藤課長補佐 申しわけございません。

○笹子委員 中身にかかわりませんので。

○三木座長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次にまいりたいと思います。次は、ページでいきますと15ページになるのですね。J I S C 8105-1になります。及び追補1についてですね。事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 資料4の15ページから30ページまで、C 8105-1でございます。順番にめくっていただきまして、非該当の箇所でございますが、25ページをお開きください。

「化学的危険源による危害又は損傷の防止」ということで、「電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする」という項目でございます。

まずこの新しい技術基準省令なのですけれども、従来、旧技術基準省令で細かく決めていた内容のエキスを抽出し、さらにIECのガイド51及び104を参考といたしまして、制定した経緯がございます。従来の技術基準省令の細かい規定の中では、この要求事項に該当します内容といたしましては、電池の液漏れ、あるいはクーラー、冷蔵庫の冷媒の漏れといったものを規制していた項目でございます。振り返るに、照明器具にあって、そういった従来の技術基準で規制していた化学物質の液漏れ、あるいは冷媒の漏れといったものがあるかということをお考えますと、照明器具にそういったもの、フルードを使うのは余り一般的ではないというように考えられますので、この要求事項につきましては、照明器具に関しましては非該当としてよろしいのではないかと判断しております。その旨、備考欄のほうに記載してございまして、「照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない」ということで、規格の中にこれに該当するような記述はないのですけれども、規定しております製品自体に、本質的にそういった流出するおそれのあるものは使っていないということで、非該当で問題ないのではないかと判断いたしました。

続きまして27ページ、第15条第1項から第3項にかけてでございます。これは「始動、再始動及び停止による危害の防止」ということでございます。「電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする」。第2項につきましては、「動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする」。第3項にあっては、「不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする」というものでございます。この要求事項につきましては、照明器具はそういった一般

的な機械とは違って、モーションを起こすようなパーツがない。そもそも、ここで想定している始動、再始動、停止に当たるようなモーションを起こすようなものではないと判断されますところから、照明器具に対して、こういう要求事項を要求する必要性はないということで、非該当というように判断させていただきました。

続きまして28ページ、第18条については先ほどのように、電安法の体系におきましては別規格で雑音の強さを求めるということで、非該当としております。

以降、同じ28ページ、第20条でございますけれども、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではないということで、非該当と判断しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。同じく、ただいまのご説明及びこの規格の技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。お願いします。

○青柳委員 とても初歩的な質問で恐縮なのですが、ここでいう照明器具には、よく家庭で使う照明器具でファン付きのものがあるのですが、天井に直につける、そういうのはここには含まれないのですか。確かに天井なので、急にとまったり、中断したりということで何か危害が加わるかといえば、加わらないとは思うのですが……。素朴な疑問なのですが……。

○笹子委員 ファンはファンの規格があって、それに準拠しなければいけませんし、電球は電球のほうで、照明は照明で。

○青柳委員 では、一体になっていると思われても、別規格だと。

○笹子委員 別規格で両方とも確認をしています。

○青柳委員 わかりました。

○遠藤課長補佐 ありがとうございます。

○三木座長 ファンのほうはモーターがついていますものね。

○三浦委員 空気を循環させる、よくカフェなどでもあるようなものですよ。

○青柳委員 そうです。一般家庭でも使っているお宅が最近多いので、ちょっと素朴な疑問で。

○三浦委員 通販などでも今、買えるようになっているので、そういうご心配があるかもしれないのですが……、別物という感じですね。

○青柳委員 そうなのですね。わかりました。

○三木座長 他によろしいですか。

○藤原委員 1点よろしいですか。26ページ、第13条のところ。「電気用品から発せられる電磁波」云々の話で、これは該当になっています。紫外線放射となっているのですけれども、これは「電磁波が、外部に発生しないように措置」云々とありますが、これは私、どこを引用しての該当に相当するのか、少し説明をいただければと思うのです。実はこれ、LEDもありますよね。そうすると、ブルーライトを使いますので、あの光は大體紫外光領域なのです。そこが総務省関係では管轄外なのですが、あれはもう家庭の至るところに使われております。あれを見ますと、目の奥が痛くなるのです。これは野放しにできないかなと、常日頃思っていたのですが、ちょうどこれにありましたので、ちょっとお聞きした次第です。

○三木座長 今、おっしゃった目が痛くなるというのは何ですか。

○藤原委員 スキャナーとか、いろいろな製品にブルーライトが使われています。パワーを多分、制限しているとは思うのですけれども、ハーニュー（hν）が非常に高いので、計算すると大體紫外光領域の量子エネルギーになりますから、エネルギーレベルとしては高い。したがって、パワーを落とさないと、目がちょっと心配だなと。ここでいう紫外線放射は、恐らく皮膚等に対する、従来から言われているようなUV光の適用かなと、私、この辺、詳しくないので、お聞きした次第です。

○遠藤課長補佐 規格の要求事項自体は、LEDを想定していなくて、ハロゲン電球及びメタルハライドランプを……

○藤原委員 ハロゲン電球を想定していますか。

○遠藤課長補佐 はい。

○藤原委員 では、わかりました。LEDは想定外？

○遠藤課長補佐 この要求事項、ここで引用させていただいています4.24紫外線放射の制限なのですけれども、規格内容をみますと、LEDに対しての要求は書いていません。LEDについては、今回、JISのほうでも規格を制定したのですけれども、それはちらつきまでは求めているのですけれども……

○藤原委員 ちらつきはよろしいのですけれども、新しい問題として、そういったものが考えられるかなと思いましたので。

○三浦委員 それはちょっと看過できないので、調べてもらっていいですか。この当時はハロゲンだったかもしれないけれども、LEDがどんどん増えていって、この時代に作ったものと合わなくなってきたとすれば、そこはご確認いただいて、説明していただ

きたいのですけれども。気になりますよね。

○遠藤課長補佐　　そうですね、はい。

○藤原委員　　電磁波は、総務省では3,000ギガまでなので、これはその領域外ですから、どこでこれをやればいいのか、ちょっとわからないものですから、少しご検討いただけますか。

○遠藤課長補佐　　法律と法律の間に落っこちてしまっているのかも……。問題になる可能性が高いところかもしれませんね。

○藤原委員　　この波長域はないですね。

○久本委員　　総務省の言っている電磁波というのは電波領域を管理するという意味合いだと思うので。

○藤原委員　　生体電磁環境の問題であります。私、そこのメンバーなので、ここの領域はちょっと触れないのです。WHOでもICNIRPという国際機関があるのですけれども、そこは300ギガまでなので、これはもっと高い、光の領域に入っているものですから、ここはどうしたものかなど。それが現実に家庭内とか、いろいろな分野で既に安く提供されて、出回っていますので、これは放っておけないかなど常に思っていることなので、少し事が大きければ、この辺はぜひ検討していただければと思うのですが。

○三木座長　　これはまた後で検討するということでよろしいですか。

○遠藤課長補佐　　追加になったJISでちらつきはあるのですけれども、周波数帯がどこまでかというのは、すぐにはちょっと……。

○藤原委員　　ちらつきは問題ないと思います。フリッカーですよ。それはよろしいかと思えます。

○遠藤課長補佐　　よく調べさせてもらいます。ありがとうございます。

○藤原委員　　それで結構です。

○三木座長　　他に。どうぞ。

○久本委員　　25ページの下12条、化学的危険源ですけれども、コメントの、照明器具には、そういう損傷を与える化学物質を使用していないというところは少し気にかかるかなど。条文のほうでも、対象が人体に危害を及ぼす、あるいは物件に損傷を与えるという話で、ここに、例えば環境負荷への観点などを入れると、今の世界的な動向からいくと、例えば鉛の溶出であったり、鉛フリーの判断を入れるとか、そういう定義もあるわけで、そのように範囲を広げると、そういった問題を起こすような化学物質を使用していないと

言えるのかというのは少しくエスチョンですけれども、今の電磁波のお話とも同じですが、どういった範囲で検討しているのかというところの問題になるかなと。

さっきおっしゃった電池の液漏れであったり、あるいはエアコンの冷媒漏れというレベルであれば、ないといえるのかもしれないですけれども、素材から溶出するというレベルまでもし含めるとすれば、他にもあるのではないかと考えているのです。

○遠藤課長補佐 従来の技術基準省令では、先ほども説明しましたけれども、直接的な化学物質の漏れを禁止する、制限する要求事項を定めておりました。ご指摘のように、直接的にはすぐ出てこないのだけれども……

○熊田委員 昔の蛍光灯の水銀とか、そういうのをイメージされていたのかなと、私、勝手に推測していたのですけれども。これ、なくしてしまったら、では、水銀入れてしまえとか、そういうことにはならないのですかね。

○遠藤課長補佐 従来、一方で、ご指摘のように環境経由で長期的に人体に影響を与えるおそれのあるもののリスクはあったかと思うのですけれども、法律の従来の規制の仕方、対象は、先ほど説明しましたように、そういったものは想定していないのです。だから、従来の運用と少し変えることになりますので、その是非を確認しないと、にわかに規制強化、勝手に役人が法律の解釈を変えていいのかという問題もございまして、確かにそういう問題はあると思うのですけれども、やはり正式に電安法の規制対象、そういった環境経由汚染物質まで対象にしているのかということをもまず正式にお諮りしておりませんので、にわかに拡大できるものではないというように自分は理解しております。

さらに、こういった環境関係の物質につきましては、別途、しかるべき法律、国内法もございまして、国全体の建て付けといたしましては、そういった法律のほうでみるのかなというように思っております。もし仮に電安法において、そういった環境経由で汚染する物質を取り締まるのであれば、例えばクーラーの冷媒の種類を当然規制するべきではないかというように自分は判断しております。然るに、改正前の技術基準においては、一言もそういった冷媒の種類を制限する、あるいは筐体に使う合成樹脂に臭素系の難燃剤を使ってはならぬというような規定は一切ございません。したがって、この法律を改正していない現時点におきまして、そこまで要求するということは法律を逸脱する行為になるというように考えます。したがって、この第12条においては、ご懸念のような重金属、あるいは臭素系難燃材、あるいは水銀といったものを使用するなという規定があるかということを求めることはしないのが、現在の電安法の体系においては適切ではないかというように

判断いたしました。

○岡部製品安全課長　例えば水銀であれば、水銀条約の体系の中での規制というものが、国のレベルでは行いますし、エアコンなどの冷媒については、オゾン層破壊防止の観点からのフロン規制とか、別の法体系の中でそういう物質を制限しているというのはございます。

あとは、具体的に出てくる物質についての規制が他の法律でかけられているかどうかというようなところのチェックになってくるかと思います。

○久本委員　わかりました。

これは質問ではなくて、コメントなのですが、例えばISOのガイド71、高齢者障害者対応製品の中では、アレルギーというのも人の1つの特性として捉えております。それを化学的なハザードという観点でみると、例えば接触アレルギーであったり、そういう話をすると、およそ世の中の製品全てにかかってくるのですが、現実には起こるのは、例えばコンピュータのキーボードを視覚障害の方が一日中使っていて、指が接触アレルギーになったとか、そういう案件です。多分、ずっと将来的な話になると思いますし、ここで議論することではないのかもしれませんが、そういう観点も、先々必要になってくるのかなという気がします。これはただのコメントです。

以上です。

○遠藤課長補佐　ありがとうございます。

正直なところ、この整合化のスキーム、今、作ったばかりでございまして、そういう細かいルール、どう判断しようかという判断方針につきましては、実は手探りで検討中のところとございまして、それを検討する際の問題点、考えるべき視点として取り込んで、明確な整合規格の運用のルールをつくる際の参考とさせていただきますので、貴重な意見、ありがとうございます。

○三木座長　他にございますか。――よろしいですか。一応、このところでは第13条、紫外線の放射というところで検討事項があるということで残っております。

それでは次にまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤課長補佐　はい、続きまして、資料4の31ページから43ページまでのJIS C 8105-2-3でございまして。

31ページから順番に見ていきますと、38ページ、第12条。今ほどご指摘いただきました化学物質の危険性でございます。これは先ほど説明いたしましたように、一般的にそうい

った流出する、従来から規制の対象としていたものは非該当とするということでございます。

続きまして39ページ、第15条。これも先ほど説明しましたように、照明器具で、換気扇の部分は換気扇として判断しておりますので、純粋な照明機器については始動するようなパーツがないということで、非該当というように判断させていただいております。

続きまして41ページ、第18条「雑音の強さ」。これも先ほどご説明いたしましたように、電安法の体系においては別規格で規定されているということから、非該当というように判断させていただいております。

最後、41ページから42ページ、第20条、長期使用製品安全表示制度の対象についてですが、けれども、やはり5品目の対象ではないということで非該当というように判断させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。同じくご意見を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。――大体先ほどと同じような内容ですので、次にまいってよろしいでしょうか。

それでは、次は45ページになりますか。J I S C 8105-2-11ですね。よろしく願いします。

○遠藤課長補佐 一覧表の番号でみますと4番目の規格、J I S C 8105-2-11でございます。これも照明器具でございます、非該当といたしましたのは、まず53ページ、第12条、化学的危険源によるリスクでございます。

続きまして54ページ、第15条の3つの項目、可動部分についてでございます。これも先ほどと同様として、非該当というように判断させていただいております。

あと56ページ、第18条「雑音の強さ」。これも同様に別規格と。電安法体系とは別規格で要求しているので非該当と。

さらに同じページ、56ページ、第20条でございますが、長期使用製品の表示制度ということで、これも非該当というように判断させていただいております。先ほどの2規格と同じところが非該当と判断させていただいているものでございます。

○三木座長 ご意見でございますでしょうか。

○藤原委員 53ページのところも関連しますよね。第13条です。しかも観賞用ですよ。

○遠藤課長補佐 はい。第1部というのは通則の、3番目に説明させていただきました照明器具の通則を引用するという意味でございます、内容は全く同じですので、問題点

も……

○藤原委員 併せて……

○遠藤課長補佐 はい、併せて対応させていただきます。

○三木座長 他はよろしいでしょうか。——大体あとは同じようですので、次に進んでよろしいですか。

次は59ページになります。J I S C 8105-2-24です。よろしくお願いします。

○遠藤課長補佐 これも順番に見ていただきますと、67ページ、第12条、化学的なリスクでございまして、先ほどと同様に非該当というように判断いたしました。

続きまして68ページ、第15条、始動、再始動及び停止でございまして、この3項目につきまして、先ほどと同様の理由から非該当というように判断いたしました。

続きまして70ページでございまして、第18条「雑音の強さ」。これも先ほどと同様な理由で非該当というように判断いたしました。

最後に70ページの第20条。これも対象品目ではないので非該当と判断いたしました。

以上、前の3規格と同様な理由で非該当というように判断しております。

○三木座長 いかがでしょうか。これも同じですね。これも13条は同じ、藤原委員のおっしゃったところですね。

○遠藤課長補佐 はい。

○三木座長 特になければ、先に進んでよろしいですか。

それでは、次が73ページになります。J I S C 8462-1であります。よろしくお願いします。

○遠藤課長補佐 一覧表では6番目の規格でございまして、順番にいくと、79ページでございまして、第10条「火傷の防止」。「電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれのある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする」という要求事項でございまして、

この要求事項の内容をみますと、製品自体が発熱する場合は火傷を防止するための措置をとる、装置を備えるという要求事項でございまして、この規格に該当する製品、建物の内部におきまして配線をカバーするためのボックス、あるいはエンクロージャといったものの自体が発熱するようなものではございませんので、本来、それ自体に火傷の防止をするための措置をとるものではないというように判断されたものでございまして、そのために非該当というように扱っております。

続きまして81ページでございます。これは先ほどと同様に化学的危険源によるリスクの項目でございます。

続きまして82ページ、第13条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということで、「危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする」という要求項目でございます。まず規格自体に、この規格に適用する製品は、通常の状態ではEMCに関して影響を受けないので、試験は必要ないというように謳っております。さらに、先ほども説明しましたように、ボックス及びエンクロージャ自体が電磁波を発生する発生源となるものがあるものではございませんので、そもそもこういった要求事項を求めるものではないというように判断されました。従いまして、非該当というように扱っております。

同じページで、次の第14条でございます。「電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする」という要求事項でございます。何と申しますか、エンクロージャとかボックスというのは、そもそもパーツでございまして、無監視状態で運転する云々というものでは本質的にはございませんので、これも非該当と判断いたしました。

続きまして第15条の3項目でございます。これにつきましても、ボックス、エンクロージャ自体が運転したり、再始動したり、あるいは止まったりするものではございませんので、本質的にこの要求事項には非該当の物件と考えられますので、非該当としております。

項目が続きますけれども、83ページです。第16条「保護協調及び組合わせ」。「電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする」。これも同様に、ボックス及びエンクロージャというのは配線をカバーするパーツでございまして、これ自体が動作するようなものではございませんので、安全協調を行うような安全装置をそもそも求めるようなものではないと考えられまして、非該当と判断いたしました。

続きまして第17条「電磁的妨害に対する耐性」ですが、先ほども紹介しましたようにEMCの影響はないということで、規格自体で試験は必要ないと謳っております。さらに対象製品であるものの性質から、EMCの影響を生じるものもございませんので、これも非該当というように判断いたしました。

続きまして第18条「雑音の強さ」です。雑音を発生するおそれがないという項目でございますけれども、これも同様に、本質的に要求すべきものがないと考えられますので、非該当と扱いました。

84ページでございます。第20条。これも対象品目ではないということで非該当といたしました。

簡単ではございますけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ここは今までの照明器具と違うものになりますので、何かご意見等ございますでしょうか。

○久本委員 82ページの13条のところで、これは製品自体から発生される電磁波をハザードとしてみた話ですね。規格のほうにEMCの話が出ているのですけれども、このEMCの意図がもうひとつよくわからないのです。ボックスなりエンクロージャであれば、エミッションはないので、イミュニティの話だけになってくるのかなと思うのですが、そもそも、この13条とEMCの話は合わないかなという気がするのです。だから、シンプルに補足だけでいいのかなという気もしたのですけれども、どうでしょうか。他の項目も似たようなところがあるのですけれども。もともとの項目21です。EMCの意図がもうひとつよくわからない。これはJ I Sの中にあるわけですね。エミッションはもちろんですよ。だから、イミュニティぐらいはあり得るのかなという気がするのですけれども。

○遠藤課長補佐 ボックス、エンクロージャで端子がついていて、さらに電子スイッチみたいなものがついた端子がついているボックス、エンクロージャがあったら、済みません、そういう可能性はあると思うのですけれども、そういう製品は余り聞かないので、とりあえず対象外で、非該当で……。

○久本委員 非該当は非該当でいいと思うのです。規格の項目は要らないかなという気がしています。

○三木座長 この中身、電磁両立性というところは要らないと。

○久本委員 ええ、そういう話ではないですよ、このEMCは。

○遠藤課長補佐 この欄に規格の21項を引用する必要性はないというご指摘ですか。

○久本委員 ええ。

○遠藤課長補佐 はい、ありがとうございます。

○藤原委員 私もそう思います。

○三木座長 では、省くということで。

他にいかがでしょうか。――次に進めてよろしいですか。

次がまたちょっと変わったアーク溶接機です。87ページの J I S C 9300-6 です。お願いします。

○遠藤課長補佐 ページをめくっていただきますと、まず92ページ、第14条「使用方法を考慮した安全設計」。「電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする」でございます。アマチュアでも、趣味で使えるような溶接機でございますが、工場で使われるロボット溶接とは違いまして、人が溶接部とアーク装置をもって火花を飛ばさない限り使えないものでございまして、そもそも無人で使用することは想定していない装置でございますので、この要求事項には該当しないというように判断されました。

続きまして93ページでございます。第15条の第3項です。「始動、再始動及び停止による危害の防止」ということで、「電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする」でございます。アーク溶接装置の使用形態から考えまして、不意な動作の停止によって危害を及ぼすものではないというように考えられるところ、非該当と扱うというように判断いたしました。

続きまして94ページでございます。第18条「雑音の強さ」。これも従来、別規格で説明しましたように、電安法の体系におきましては、雑音の強さは別規格で規定されているものから、非該当というように判断いたしました。

最後、94ページの第20条でございますけれども、対象品目ではないので、非該当というように判断いたしました。

事務局からは以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。

○藤原委員 コメントだけよろしいですか。94ページの第17条のところの文言だけです。「電磁界による危険」と書いて、ここに「埋込式医療機器」云々とありますよね。これ、ペースメーカーのことですよ。

○遠藤課長補佐 はい。

○藤原委員 そうしますと、この「埋込」の字が「植込」と。植込みと埋込みは違うのです。植込式だと思うので、そのように変えたほうが誤解がないと。

○三浦委員 「木を植える」の「植える」ですか。

○藤原委員 おっしゃるとおりです。浅いところに入る。多分、ペースメーカーのことを想定されておられるなら、植込式。細かい話ですけれども、言葉は誤解を生むといけないので、ここは植込式医療機器と。

○梶屋委員 これは英語でいいますとインプラントなので、植込みなのです。

○藤原委員 それは電気の用語でも、プロパゲーションというのが伝搬と伝播と2つあって……

○三木座長 永久磁石同期モーターなどだと、埋込みというと「インテリア (Interior)」になるのですけれどもね。

○藤原委員 いっぱい、専門用語がずれてくるのです。私もこれ、指摘申し上げたことがあって、議論になったのですけれども。J I Sは埋込みになっているのです。

○藤原委員 そういっはいっぱいあります。電気用語で。例えば、「グラウンド (Ground)」を「グランド (Grand)」と書いたりします。グランドというのは「グランドホテル」のように使いますが電気用語では、そんな言葉はないのです。そこは修正いただきたい。学会もグランドを使っています。これは常に私、文句をいっているのですけれども。グランドなんてないです。グラウンド、「ウ」を入れてくれといっているのです。

○遠藤課長補佐 手元に用語の規格がないので、ひょっとすると大もとのところで、そういう意見もあるけれども、あえて「埋め」にしてしまった可能性もありますので、確認させていただいて……。

○藤原委員 この分野ではちゃんと識別されています。英語は同じなのですけれどもね。

○三木座長 分野によって勝手に決めているところもありますからね。

○遠藤課長補佐 用語でがっちり固められていると、ちょっとなかなか……。この規格だけで「埋め」というように使っているのだったら、正誤表を出してくださいというように、規格協会にお願いするという手もあると思うのですけれども。

○藤原委員 そういっことが議論になっていたということで……。

○岡部製品安全課長 問題意識はJ I S担当のところに伝えることにします。

○遠藤課長補佐 勉強になりました。ありがとうございました。

○三木座長 私も勉強になりました。知らなかった。

○三浦委員 これだけで今日、来た甲斐があります。

○三木座長 他にいかがでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、次にまいりたいと思います。今度は97ページですか、J I S C 8147-2-

13になります。お願いします。

○遠藤課長補佐 97ページから106ページまででございます。また順番にめぐっていただきますと102ページでございます。第13条です。電磁波で、安定器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波を出すようなものがないと。ちょっと言葉足らずだと思うのですが、安定器自体は電磁波を出す可能性は結構あるのですが、出す電磁波が人体に影響を及ぼすおそれがあるようなレベルまでは出すものではないというように判断されるところから、非該当というように扱ってもよいのではないかと判断いたしました。

続きまして103ページでございます。第15条、第1項から第3項まで、これも電源装置でございますので、それ自体が危害を与えるおそれがあるようなモーションを起こすものではございませんので、第15条の3つの項目につきましては非該当扱いと判断いたしました。

続きまして同じ103ページなのですが、第18条「雑音の強さ」でございます。これも先ほどから説明しておりますけれども、電安法の体系におきましては別規格で要求するというものでございますので、非該当ということにしております。

最後、104ページでございますが、第20条の長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、非該当というように判断いたしました。

事務局からは以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見、いかがでしょうか。——特にご意見がなさそうですので、次にまいりたいと思います。

これが最後になります。107ページ、J I S C 8461-1です。お願いします。

○遠藤課長補佐 では、まず110ページをご覧ください。「感電に対する保護」ということでございます。条文は、「電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること」ということでございます。そもそも電線管システムというものなのですが、電線を保護するための一連のカバー類のことでございますので、それ自体が電気を通すというものではございませんので、そのカバーに対する感電の保護というものの要求事項は当たらないと。製品の本質からして当たらないというように判断いたしましたので、非該当とさせていただきます。

続きまして、111ページの第10条でございます。これにつきましても、電線管システム

自体が電気を通して熱をもつようなものでもございませんので、やはり非該当扱いで妥当だというように判断いたしました。

続きまして113ページでございます。第12条、先ほどからいろいろご指摘いただきました化学的危険源でございますが、これもやはり同様に、電線管自体、流出するような液体、冷媒等は使っておりませんので、とりあえず非該当が適切というように判断しております。

続きまして、同じページの第13条でございます。これも電線管システム自体、エミッションを起こすような、イミュニティが起こされるようなものではございませんので、非該当が適切というように判断しております。

続きまして第14条でございますが、これも電線管システム自体が運転するようなものではございませんので、非該当扱いが適切というように判断しております。

続きまして第15条の1項から3項でございますけれども、電線管自体がモーションを起こすようなものではございませんので、やはり非該当が適切と判断しております。

1枚めくっていただきまして114ページ、続きますけれども、第16条「保護協調及び組み合わせ」です。これにつきましても、電線管システム自体、運動を起こすようなものではございませんので、組み合わせによって安全装置をつけるような製品ではございませんので、非該当が適切というように判断しております。

あと、17条、18条でございますけれども、電線管システム自体、EMCを起こしたり、電波によって影響を受けるようなパーツは基本的に使っておりませんので、この17条、18条も非該当扱いが適切と判断しております。

最後に115ページになりますけれども、第20条、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、この項目についても非該当が適切と判断しております。

事務局からは以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。それでは、ご意見いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

一応、これで全規格についてご審議いただいたわけですが、宿題が、まず引用規格をクラス0 I というところですか、これは調べると。それから紫外線のところがございましたよね。26ページの第13条ですね。目に対するものをどうするのかというところ。それからもう1つは、埋込式と植込式というところが残ったのですが、取り扱いはどのようにしますか。

○遠藤課長補佐 J I S規格の中で、「埋め」という漢字が使われております。手前ど

も製品安全課におきましては、済みません、電安法を所管しております、J I S規格につきましては工業標準化法という法律がございます、別法律がございますので、直ちに意見をJ I Sに反映させるというのはなかなか難しいところでございます。この規格1カ所だけ、こういう漢字を使われているというのならば、誤植ということで、あるいは正誤表を出してもらおうということで対応ができるのかもしれませんが、用語自体、これで固めてしまっている可能性もありますので、そういったことを確認させていただきまして、どう修正するのかという方向性はお諮りしたいと思っております。

○三木座長　とりあえず、このところは埋込式ということでお認めいただくということによろしいですか。

○遠藤課長補佐　J I S全体を左右することの是非については、にわかにJ I Sを我々、改正できない立場にありますので、済みません。

○三浦委員　このワーキンググループからそういう意見が出ているのですが、どうなのでしょうという投げかけは必要ではないでしょうか。

○遠藤課長補佐　それはもちろん。

○三木座長　あともう1つ、紫外線の件はどうしますか。

○遠藤課長補佐　これは事実関係を確認させていただきまして、どのようにすべきか、あるいは別の法律の対象になっているのかもしれませんが、あるいは電安法の基準の中で対応できるものかもしれませんので、その事実関係を確認させていただきまして、方向性について、後ほどメール等で皆様にお諮りするということにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○三木座長　一応、この紫外線の関係のところだけは、今、事務局から話がありましたように、メール等でまたご審議いただいとということにして、その他のところにつきましては、技術基準省令に適合しており、整合規格として妥当と判断できるのでということで、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいということによろしいでしょうか。

○遠藤課長補佐　ありがとうございます。

○三木座長　では、もう一度、この紫外線放射のところはどこかというところをご確認いただけますでしょうか。書いてあるところは全部そうなりますか。

○遠藤課長補佐　もと規格の8105-1の24.1のところを引用しているのは全部です。この規格、大もとの規格の中で、LEDの紫外線による目の影響について、どう扱うべきか。J I Sで扱っているのか否か、あるいは他の規格を引用するなどによって、三浦委員

からもご指摘ありましたが、関心が高い箇所だと思いますので、他の法令の規制、あるいは技術基準の準用も含めまして、検討して……

○藤原委員　紫外線はあると思うのですけれども、紫外光に近い、紫外光領域の波長帯というのが抜けているのです。多分、紫外線だと出ていないといわれますから。

○遠藤課長補佐　700？

○藤原委員　ちょっと忘れましたが、かなり近いですね。紫外線に近い波長域なので、そこが抜けているなと思いました。

○遠藤課長補佐　紫外線とUVの間が抜けていると？

○藤原委員　いえいえ、紫外線よりも波長はもっと長いのです。だから、近いのです。そこがちょっと切り分けが、私もよくわからない。

○岡部製品安全課長　それは可視光領域の中で紫外線に近いところでしょうか。

○藤原委員　可視光ではないです。

○遠藤課長補佐　紫外線と可視光の間？

○藤原委員　前に調べたときはなるほどと思ったのですけれども、今はちょっと、大分前だったので、記憶が定かではないので、そこはお調べいただいて、また教えていただければと思います。

○遠藤課長補佐　はい。

○三木座長　では、一応そういうことで、まだはっきりしないところはありますけれども、それでよろしいですか。

○遠藤課長補佐　はい。

○三木座長　本日、予定の議題は以上でありますけれども、皆様のほうから何かございますでしょうか。——よろしいですか。

事務局のほうから何か連絡等ございましたら。

○遠藤課長補佐　次回のワーキングについてでございますけれども、できましたら10月に開催したいと考えております。日程の詳細につきましては、また後日、調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三木座長　それでは、以上をもちまして、第2回の電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

**問い合わせ先**

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201